

# 埼玉県立児童養護施設いわつき指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県福祉部社会福祉課

平成30年7月9日から募集を開始した埼玉県立児童養護施設いわつきの指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

## 1 埼玉県立児童養護施設いわつき指定管理者について

指定管理者：埼玉県比企郡嵐山町古里1848番地  
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団  
理事長 牧 光治

## 2 指定の期間について

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

## 3 応募の状況について

### （1）現地説明会への参加団体数

平成30年7月27日実施説明会 2団体

### （2）応募申請団体数

- ・平成30年9月10日締め切り 1団体
- ・申請団体の内訳  
社会福祉法人 1団体

## 4 指定管理者候補者の選定について

### （1）選定基準

#### 1 審査基準

- ① 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にいわつきの運営を行う実績を有してこと。
- ② いわつきの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- ③ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ④ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

#### 2 審査項目

- ① 応募資格に適合しているか。
- ② 法令等に適合した運営を確保できるか。
- ③ 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ④ 処遇に特別な配慮が必要な児童に対応できる熟練した職員を確保できるか。

- ⑤ 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- ⑥ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
- ⑦ 指定管理業務に係る提案額は適切な額か。
- ⑧ 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ⑨ 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。

## (2) 選定委員会の委員

氏名	職業等
栗原 直樹	日本社会福祉士会理事・子ども家庭支援委員会委員長
久能 由莉子	弁護士、埼玉県児童福祉審議会児童養護部会委員
吉沢 直人	埼玉県里親会副理事長
沢辺 範男	埼玉県福祉部副部長
細野 正	埼玉県福祉部福祉政策課長

## (3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

### ○ 審査結果

応募者1団体を2次審査対象団体としました。

社会福祉法人 1団体

## (4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

### ○ 審査結果

・採点結果

審査項目 (配点)		採点結果
1	応募資格に適合しているか。 法令等に適合した運営を確保できるか。	25点 22点
2	県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。	150点 121点
3	処遇に特別な配慮が必要な児童に対応できる熟練した職員を確保できるか。	50点 41点
4	利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。	50点 38点
5	効果的かつ効率的な管理を実施できるか。	50点 36点

審査項目（配点）		採点結果
6	指定管理業務に係る提案額は適切な額か。	100点 75点
7	法人等の経営基盤が安定しているか。	50点 39点
8	個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。	25点 20点
合計点		500点 392点

※各委員100点満点で5名、500点満点で実施。

○ 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団の選定理由

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経験豊富な指導員や看護師、臨床心理士などの専門職員を数多く有し、被虐待児や障害児など、処遇に特別の配慮が必要な児童に的確に対応できる体制を備えていること。</li> <li>・ 児童の自立支援や退所後のアフターケアなど、民間施設に先駆けた取組を行うとともに、学校や児童相談所などと連携し、利用者一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供できる体制にあること。</li> <li>・ 11の施設運営を行ってきた経験を活かし、効率的な運営が可能であり、不測の事態に際しても、法人全体として人的・物的な支援体制が確保されていること。</li> </ul>
--

○（参考）選定委員の主な質疑

質疑	回答
児童の自立支援事業について	平成22年度から取り組んでいる。小学生の段階から体系的に取り組む、その結果、平成25年度から5年連続で進路決定率100%を達成した。
権利擁護について	虐待防止に関する適切な支援方法等を研修で習得した後、現場で不適切な支援を実施したことや見聞きをしたことがないか確認し、フィードバックを行っている。
施設運営上の課題	「入所児童が抱える課題の難易度が増していること」、「難易度が増す児童の課題に対応する職員の質の向上」、「地域との共生」が挙げられる。

## 5 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団の提案の概要

### (1) 施設運営の基本方針

- ①児童一人ひとりの状況に応じた支援の充実
- ②心の傷を癒す治療的養護の充実
- ③安心・安全な生活の保障
- ④地域との交流・連携の充実

### (2) 入所児童の支援

#### ①虐待を受けた児童への支援

職員の高い専門性と経験を活かし、心理的ケアや医療機関への受診など関係機関と連携しながら児童の発達段階や能力に応じた支援を行う。

#### ②障害や疾患のある児童への支援

学校や関係機関と連携し、本人の希望や能力に応じた個別支援の充実を図る。  
療育手帳の取得や福祉的就労など、児童一人ひとりの障害状況に応じた福祉的サービスを利用するなどして、自立支援に取り組む。

#### ③高学齢児童の受入れ・支援

経験豊富な職員、看護師や臨床心理士などの専門職種の職員を配置し、落ち着いた生活環境のもと、自立に向けた効果的な支援を継続して行う。

### (3) 一時保護児童の受入れ・支援

県立施設として、児童相談所の一時保護所を積極的に補完し、受け入れる体制を整える。

一時保護の性質（緊急性、児童の精神的混乱、安全性の確保等）を踏まえ、児童相談所と支援方針を共有しながら、児童一人ひとりの状況に応じた適切な支援を提供する。

一時保護期間が長期化する場合には、通学や外出等、児童の社会生活への制限を軽減させ、地域や関係機関の理解と協力のもと、児童の権利が守られるよう児童相談所と連携して支援する。

### (4) 児童の自立に向けた支援

#### ①社会・就労体験事業

小学生には工場見学、中学生には仕事に関する講話などを実施し、社会・就労意識の醸成を図る。

高校生には就労体験として、地域の企業と連携し、会社見学や職場体験等を提供するとともに、受入れ先での評価を踏まえた進路指導を行う。

#### ②就職・進学支援

民間企業での人事部門経験者や地域の有識者による「児童自立サポーターズ」

を組織し、児童一人ひとりの希望に応じた就職・進学支援を行う。

③アフターケア

全ての退所児童を対象に、退所後5年間は定期的に状況確認を行い、必要に応じて再就職などを支援する。

④学習・進学支援

園内塾や学習塾、ボランティアを活用し、学習支援を行う。また、親族等から経済的支援を得られない児童に対し、費用面で進学を諦めることのないよう、進学費用を給付する。

(5) 関係機関との連携

①児童相談所との連携

児童の措置機関である児童相談所と緊密な関係を図り、「児童自立支援計画」を策定し、児童の社会的・精神的自立が図れるよう適切な支援を行う。

②学校等との連携

定期的に連絡会を開催するとともに、学校行事やPTA活動に職員が参加するなど、積極的に学校活動に関わることとする。

③保護者との連携

家庭支援専門相談員を2名配置し、児童自立支援計画に基づく家族の再統合や家庭復帰支援を進める。

面会や外出・外泊、家庭訪問を通じて児童と家族の関係性に配慮し、児童相談所と連携して家族再統合や家庭復帰を支援する。

(6) 個人に関する情報の取扱いについての基本方針

「埼玉県社会福祉事業団個人情報保護規程」を定め、個人情報取扱事業者として個人の権利利益を保護するとともに、事業の適正かつ円滑な運営を図る。

また、「文書取扱規程」に基づき、適切な文書等の管理を行う。

(7) 危機管理に対する方針

児童の生命、身体の保護並びに経営安定を図るため、「埼玉県社会福祉事業団危機管理要綱」を定め、危機の回避及び危機発生時における迅速な初動対応と二次被害の防止に努める。

「いわつきリスクマネジメント要領」を定め、児童の安心・安全な生活を確保するための効果的な危機管理体制を整備する。